

令和6年度の学校閉庁日について(お知らせ)

1 期間

- ・令和6年 5月 1日(水)
- ・令和6年 8月13日(火)~8月16日(金)及び8月19日(月)
- ・令和6年11月14日(木)
- ・令和6年12月27日(金)

2 その他

- (1) 学校閉庁日は、学校は、原則として職員が不在となります。転出入の手續や学校への相談、問い合わせ等は、この期間外にお願いします。
- (2) 学校閉庁日は、原則として部活動等の休養期間(休養日)とします。ただし、全国大会出場等の場合のみ、校長の許可により活動できます。
- (3) 学校閉庁日並びに学校閉庁日に連続する週休日、祝日及び休日は、原則として教育活動等を行いません。
- (4) 学校閉庁日における連絡先は、教育委員会になります。以下の窓口までお願いいたします。(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課(電話 048-829-1623)

- (5) 万が一事故等が起きた時は、すぐに警察に連絡してください。

岩槻警察署(電話 048-757-0110)